

医療法人社団仁慈会 安田病院 感染対策指針

I. 総則

1. 目的

この指針は、感染の予防および、集団感染事例発生時の対応など医療法人社団仁慈会安田病院における感染対策の基本方針を定め、患者および全職員、訪問者を感染から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

2. 感染対策に関する基本的な考え方

医療法人社団仁慈会安田病院は市内および周辺地域の総合的医療を担う中核病院であることから、伝播リスクの高い感染症患者に対する高度な感染対策を実践するとともに、易感染症患者を含む全ての対象者を感染から防護する責務がある。

そのため効果的な感染対策のための組織を整備し、組織的な感染対策を実施する。

全職員は仁慈会感染対策マニュアルを遵守し、常に標準予防策と、場合によっては適切な感染経路別予防策を医療行為において実践する。

さらに、院内外の感知情報を全職員が共有し、異常を速やかに察知し迅速な対応を目指す。

また、仁慈会で発生した感染事例を分析、評価し、感染対策の改善に活かす。

こうした感染対策に関する基本姿勢を職員に周知し、医療の安全性を確保し患者に信頼される医療サービスを提供する。

II. 感染対策のための委員会、その他の感染対策関連組織に関する基本的事項

1. 感染管理部

1) 感染対策の総括部門として、感染管理部を医療管理部に設置する。

2) 責任者にICDを配置し、院内及び地域で発生する感染事例の動向及び対策を院内に発信するとともに対策の評価を行う。

3) 感染管理部の構成は下記2・3・4の組織とする。

2. 感染対策委員会（Infection Control Committee：ICC）

1) 感染制御に関わる決定・諮問機関として、病院長を議長とした院内感染対策委員会（以下、ICCという）を設ける。

2) 各部門の代表者で構成される会議で、月1回開催する。なお、緊急時には臨時会議を開催する。

3. 感染対策チーム（Infection Control Team：ICT）

ICCの実働組織として、感染についての専門的な知識・技術を持つ感染管理医師

（ICD：Infection Control Doctor）と薬剤師、臨床検査技師、感染管理看護師（ICN：

Infection Control Nurse）を含む多職種から構成された、感染対策チーム（以下、

ICTという）を設置する。ICTは感染対策の質を向上するために組織横断的な活動を行う。

4. 感染対策課

感染対策に係る実務業務を行うため ICN（感染管理看護師）を配置し、看護師の視点から対象を個人ではなく集団全体として捉え、病院施設のシステムにおいて、患者（家族）や医療従事者の集団にどのような感染管理上の問題が存在し、どのような対策が必要かを明らかにする。

Ⅲ. 関連組織との相互役割分担および連携などに関する基本方針

1. ICC・ICT は、医局や医療技術部、感染リンクスタッフ会などの関連する組織と連携し、院内感染に係る危機管理や対策を実施する。
2. 感染管理医師・薬剤課・臨床検査課・感染対策課は、感染に係る情報を提供・共有し、院内で起こる感染事例に対し速やかに対策を実施する。
3. 感染管理部は院内医療安全管理部門等の関連組織と相互に連携し、院内の問題に対し組織の特性を生かした対策を提案・採用する。

Ⅳ. 感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

1. 職員は、最新の知識と現状に沿った感染対策を行うために、採用時とその後、年に2回以上の研修を受けなければならない。
2. 感染対策の研修は ICT によって行われ、対象となる人や時期を考慮した計画に基づいて、全職員を対象に年2回以上定期的を実施する。また、必要に応じて臨時にも開催する。
3. 研修会の開催時には、実施内容及び、参加実勢の記録を保存する。

Ⅴ. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

1. 全部署の協力のもと、感染情報は口頭や文書により ICT へ報告される。
2. ICT では、報告を受けて感染の発生状況を把握し、分析を行い、感染対策を評価する。感染が日常的にどれくらいの頻度で発生しているのかを把握するためのサーベイランスを行い、部署の感染対策に活用する。
3. 院内感染発生状況は、ICT、ICC で報告するほか、重大な院内感染が発生した場合は直ちに病院長に報告する。

Ⅵ. 感染症異常発生時の対応に関する基本方針

1. 病院長を責任者として感染対策を行う。
2. 院内感染が発生した場合、主治医及び関係者は病院長に報告する。また、病院長はその旨を承知した後、関係者に報告、資料の提出を求める。
3. 院内感染発生時は、迅速に現場の状況を把握し、院内感染発生部署・ICT が協力し、速やかに二次感染防止対策を開始するとともに、患者・家族の方、職員の安全を確保の上、感染症患者の治療を行い、院内感染の拡大を防止する。
4. 重大な院内感染が発生した場合は、速やかに臨時 ICT・ICC を開催し、原因究明と改善策の立案を行い、定期的な見直しを行いながら事態の収束を図る。
5. 医療に関する法律に規定されている診断及び届出は、基準に沿い担当医師が行う。

6. 感染の原因究明、感染対策の改善、感染症の監視を実施し、患者・家族・職員への説明、連携関連機関への報告や相談・協力など危機対応を実施する。

Ⅶ. アウトブレイク時の対応に関する基本方針

1. アウトブレイクが疑われる場合、感染対策チームによるラウンドを行い、範囲(病棟・期間)の確認と患者情報収集を行う。
2. 感染源・感染経路に関する調査(場合によっては環境細菌検査、職員・患者のスクリーニング)を行う。
3. 調査結果を委員会に報告し、対応策を検討、実施する。
4. 追跡調査しアウトブレイク終息の確認を行う。
5. アウトブレイクに対する感染対策を実施した後、同一菌種による感染症の発病症例が多数に上る場合、または当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合、管轄する保健所へ速やかに報告する。

Ⅷ. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染対策の指針は、患者・家族・地域の方が閲覧できるよう当院ホームページに掲載する。患者から閲覧の求めがあった場合はこれに応じる。

Ⅸ. その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

1. 全ての職員は感染対策マニュアルに基づき感染対策を行う。
2. マニュアルは、新しい知見の報告やガイドラインの改訂、院内状況の変化に対応した感染対策にするため、定期的に見直しを行う。院内電子カルテ上での配信を主に職員に周知徹底する。
3. 職員は、自らが感染源とならないよう、自己の健康管理に留意する。
4. 感染防止対策加算連携医療機関と連携を密にするとともに、情報交換やラウンド評価を受けるなど、感染対策の向上を目指す。

附則

平成 22 年 7 月 1 日

仁慈会感染管理指針 施行

平成 27 年 10 月 31 日

仁慈会感染管理指針 廃止

平成 27 年 11 月 1 日

医療法人社団仁慈会 安田病院 感染対策指針 施行